

最近の判例から (7)

住宅の漏水事故によるフィルム損傷に 精神的損害を認めた事例

(東京地判 平14・12・20 判タ1138-137) 吉田 智樹

住宅の漏水事故により、プロカメラマンの撮影したフィルムが使用不能となったり、耐用年数が短縮されたりしたことについて、その経済的損害は不明としながらも、フィルム自体をプロカメラマンの作品と認めたとうえで、作品に対する愛着は人格権の一部として法的保護に値するとし、フィルムの使用不能や耐用年数の短縮について精神的損害を認めた事例（東京地裁 平14年12月20日判決 一部容認・確定 判タ1138-137）

1 事案の概要

Xは、都内の公団住宅の2階に居住するものであり、フリーのプロカメラマンとして世界各地を旅行し、旅先で撮影した写真等をもとに写真集等の多数の著作を出版するかたわら、自宅において、撮影したフィルムを賃貸するフォトライブラリーを開設しており、自室内に多数のフィルムを保管していた。他方、Yは、同じ公団住宅のXの居宅の真上に居住していた。

平成12年10月、Yの室内のトイレの排水管が詰まって逆流し、溢れた水が階下のXの室内に浸水して部屋中が水浸しになるという漏水事故（以下「本件事故」という。）が発生した。

これにより、室内の家具や寝具が水に浸かったほか、室内に保管されていたX所有のフィルムの一部が水に浸るとともに、室内の湿度が上昇したために、多数のフィルムが高湿

度にさらされ、その耐用年数が短縮された。

また、Xが保管していた亡妻の遺骨箱の外袋が汚損したほか、亡妻及び亡長女の遺品も汚水に浸ったため、これらの遺品を廃棄処分することを余儀なくされた。

Xは、Yを相手方として、本訴を提起し、フィルムの使用不能及び耐用年数短縮による損害、フォトライブラリーでのフィルム賃貸料の逸失利益、本件事故により家族の遺品が失われたり、大切にしていた芸術作品であるフィルムが痛んだことによる精神的損害に対する慰謝料など、合計3,000万円を超える損害賠償を求めた。

これに対し、Yは、損害賠償義務を争ったほか、Xの主張する損害額は過大であると主張して争った。

2 判決の要旨

裁判所は、次のように判示して、本件事故によってフィルムのほかにもXの親族の遺品が汚損したことなどの事情も考慮して200万円の慰謝料を認めたほか、水に浸かったカメラの修理代、10数日にわたる外泊に伴う交通費、弁護士費用等の損害と併せて、Yに対し、301万円余の支払を命じた。

(1) Yは、過失によって本件事故を発生させたものであると認められるから、Yは、本件事故について不法行為責任を負い、Xに対し、本件事故により生じた損害を賠償すべき義務がある。

- (2) 本件事故により、Xが所有するフィルムのうち、使用不能になったものがあること、相当数のフィルムの耐用年数が短縮されたことは認められるものの、フィルムの経済的価値を具体的に認めるに足りる証拠はないことなどから、Xにどれだけの経済的損害が発生したのか不明であり、これらに因る損害について、922万円の損害があったとするXの主張は認められない。
- (3) また、Xは、経営するライブラリーで本件フィルムを賃貸して賃料収入を上げていたので、本件事故により、将来得べかりし賃料収入を失ったとして、その賠償を求めているが、Xがライブラリーの事業採算性につき何ら具体的に主張立証していないことなどから、この損害賠償請求は認められない。
- (4) しかしながら、Xは、プロのカメラマンとして生計を立てているものであるから、所有するフィルムは、ひとつひとつが芸術家としての作品そのものであるといえ、芸術家の作品に対する愛着は、それ自体、人格権の一部として、法的に保護されるべきものであると解される。

Xは、本件事故により、その所有するフィルムの多くがトイレから逆流してきた汚水に浸かったり、高度の湿気にさらされたりしたことによって、その人格権を侵害され、少なからぬ精神的損害を被ったものと推認されるから、Yは、この精神的損害を賠償すべきで、本件の一切の事情を総合考慮すれば、本件事故によりXが被った精神的損害は、200万円を下らないものと推認される。

3 まとめ

本判決では、写真フィルムの損傷に対する経済的損害は不明として、Xの過大な損害賠

償請求は退けたが、プロカメラマンのフィルムは芸術作品であると認め、このような作品に対する愛着は人格権の一部として法的保護に値するとして、Xの精神的損害を認めた。

本件は、特殊な事案とも言えるが、漏水事故を引き起こした場合の損害賠償責任には、このような法律構成により責任が肯定されることがあり得るものとして、実務の参考になると思われる。

(調査研究部次長)